

邑楽町中央公民館建設設計者選定競技に係るプレゼンテーション及びヒアリングの公開について

邑楽町中央公民館建設設計者選定競技の一次審査を通過した設計提案者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリングを公開で実施します。

1. 公開の対象

二次審査に参加する数社のプレゼンテーション、それに対する邑楽町中央公民館建設設計提案審査委員（以下「審査委員」という。）によるヒアリングを公開します。

▼日時：平成 26 年 9 月 15 日（月） 午前 10 時 00 分～終了まで

▼会場：邑楽町役場庁舎 3 階 大会議室

2. プレゼンテーション及びヒアリングの内容

「邑楽町中央公民館建設基本構想・基本計画」を踏まえ、中央公民館建設設計に関して、次の項目に対する具体的な提案を記載した設計提案書についてのプレゼンテーション（20 分）と審査委員からのヒアリング（30 分）を行います。

- i ホール機能について
- ii 公民館機能について
- iii 施設の管理について
- iv 屋外施設について
- v i～ivを総合的に考慮した、中央公民館全体についての基本的な視点

3. 傍聴のできない人

次の事項に該当する人は傍聴をお断りしますので、ご了承ください。

▼凶器、危険のおそれのあるものを携帯している人

▼本プレゼンテーション及びヒアリングの妨害となると認められる器物等を携帯している人

▼録音機、写真機等を委員長の許可なく持っている人

▼酒気を帯びている人

▼その他本プレゼンテーション及びヒアリングを妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる人

4. 傍聴のルール及び注意事項

傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- ▼私語及び談笑をしないこと。
- ▼プレゼンテーション等に対して、言語、拍手等をもって批評を加えたり、賛否の表明を行ったりしないこと。
- ▼傍聴者からの質疑、発言は受け付けませんので、あらかじめ了承してください。
- ▼会場内で飲食・喫煙をしないこと。
- ▼会場内での携帯電話のご使用はご遠慮ください。電源を切るか、マナーモードへの切替えをしてください。
- ▼写真、ビデオ撮影、音声の録音は禁止します。ただし、審査委員長の許可を得た者は、この限りではありません。
- ▼傍聴をされる方は、会場入り口で、住所及び氏名等を受付用紙にご記入ください。
- ▼報道関係者は、事務局まで申し出ること。

5. 違反に対する措置

- ▼上記のルール及び注意事項を遵守するほか、会場内では係員の指示に従ってください。ルール及び注意事項に違反した場合、指示に従っていただけない場合は、退室していただくことがあります。
- ▼会場内の秩序を乱したり、進行の妨害となる行為を行った場合は、退室していただきます。

6. その他

- ▼審査委員会の記録のため、係員がビデオ撮影・写真撮影を行いますので、ご了承ください。
- ▼当日は休日のため、他の階や執務室等へは機械警備をかけています。絶対に入らないようにお願いします。
- ▼当日、審査結果は公表しません。後日、ホームページにて公表します。

事務局：邑楽町教育委員会 生涯学習課 生涯学習係